

参考：改正後全文

こ 成 保 3 8
5 文 科 初 第 4 8 3 号
令 和 5 年 5 月 1 9 日

[最終改正] こ 成 保 2 9 5
7 文 科 初 第 2 3 3 号
令 和 7 年 4 月 11 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
文部科学省初等中等教育局長

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は令和5年4月1日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）は廃止する。

この通知の適用前に、旧通知に基づき実施した取り扱いについては、なお従前の例によることとする。

記

第1 公定価格の具体的な算定方法等

(1) 算定方法、加算の要件及び申請手続き等

特定教育・保育等に要する費用の額（以下「公定価格」という。）の算定に関する基準については、告示に定めるところであるが、具体的な算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、別紙1から別紙10によること。

(2) 教育標準時間認定子どもに係る経過措置

教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費等の額については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第9条第1項第1号及び同項第2号イ及びロ並びに同項第3号イ及びロの規定により、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、告示に定める別表第二等の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常用する費用の額としての標準価格を示しているものであり、国庫負担対象部分は、この標準価格に1,000分の740を乗じて得た額としている。

地方単独費用部分は地域の実情等を参照して市町村が定めることとされているが、新制度の円滑な実施には、給付額が適正に設定されることが重要であり、また、標準価格は幼稚園等に求められる職員配置基準等を踏まえた必要な費用の実態に基づき、人件費の地域間格差も踏まえて設定した標準的な給付水準であること等を踏まえ、各市町村は、基本的に、この標準価格に基づき、各市町村において給付額を設定いただくようお願いしたいこと。

なお、地方財政措置についても、標準価格を基に設定する予定としていることから、こうしたことも十分に踏まえた対応とすること。

(3) 都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設の公定価格

別紙1から別紙4及び別紙10については、都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設（以下「私立施設」という。）に適用されるものであり、都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設に係る公定価格については、私立施設に適用される公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、施設の設置主体である都道府県及び市町村が定めるものであること。

第2 月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法

(1) 月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法

公定価格については、告示に定めるところにより各月の額を算定することになるが、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格については、以下の算式1又は算式2を用いて、日割りにより算定すること。

算式1 月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法

告示により算定された各月の公定価格
× その月の月途中の利用開始日からの開所日数^(注1) ÷ 日数^(注2)

算式2 月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法

告示により算定された各月の公定価格^(注1)
× その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数^(注1) ÷ 日数^(注2)

(注1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が定める特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日をいい、(注2)の「日数」を超える場合は「日数」とする。

(注2) 教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育

認定子どもの場合 20 日

上記以外の子ども場合 25 日

(注3) 上記により算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(2) 月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格の算定方法

施設型給付等の支給を受けていた子どもが、保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から適用する公定価格を変更すること。

なお、当該取扱は、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用する場合に限るものであり、認定区分の変更と併せて利用する施設・事業所が異なる場合については、変更前後の施設・事業所において、それぞれ(1)により算定すること。

第3 施設型給付費等の支弁方法

(1) 施設・事業者からの請求

施設型給付費等については、毎月、施設・事業者から施設型給付費等の法定代理受領に係る請求書（私立保育所にあっては委託費に係る請求書）を徴して支弁すること。

なお、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、この請求を簡素化できること。

また、施設型給付費等については、当該施設・事業所を利用する子どもの実人員に応じて支弁されることであること。

(2) 支弁時期

各月初日に利用する子どもに係る施設型給付費等については、当月分は遅くともその月中に支弁すること。

また、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る施設型給付費等については、翌月の支給時（翌月初日に利用する子どもに係る施設型給付等の支給時）に併せて支弁又は精算すること。

第4 充足すべき職員数の算定方法について

公定価格における充足すべき職員数については、別紙1から別紙10に規定するところである。

(1) 基本分単価において充足すべき職員と各加算について

3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等（主任保育士）専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員^(注)を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。

職員数の充足状況の確認に際しては、当該施設・事業所の専任又は他の施設・事業所との兼務の状況を把握すること。兼務とされる職員については、機会を捉えて、勤務の実態を把握すること。

また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。

(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

(2) 各加算の適用順位について

各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択できること。また、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算及び満3歳児対応加配加算の適用については、別添1の算式により算出された職員数を満たす場合に加算が適用されること。

(3) 常勤以外の職員配置について

常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。

算式　常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計

$$\begin{aligned} &\div \text{ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数} \\ &= \text{常勤換算値} \end{aligned}$$

第5　虚偽等の場合の返還措置

市町村長は、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、指導監督等を通じてその適合状況を把握すること。

また、指導監督等の結果、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講じること。

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分（②）

利用する施設の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）及び加減調整部分における施設長を配置していない場合（⑯）については、中心園と分園それぞれの利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）、3歳児配置改善加算（⑧）及び夜間保育加算（⑫）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価（⑥）

（1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

なお、分園は中心園の施設長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとすること。
その際、以下の職員（施設長を除く。）を充足すること。ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

（ア）保育士

基本分単価における必要保育士数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

i 年齢別配置基準（※）

4歳以上児 30 人につき 1 人、3歳児 20 人につき 1 人、1、2歳児 6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人

（注1）ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

（注2）確認に当たっては以下の算式によること。

〈算式〉

$$\{4歳以上児数 \times 1/30\} \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \\ + \{3歳児数 \times 1/20\} \text{ (同)} + \{1、2歳児数 \times 1/6\} \text{ (同)} + \{\text{乳児数} \times 1/3\} \text{ (同)}$$

＝配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

ii その他^(※)

- a 利用定員 90 人以下の施設については 1 人
- b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については 1 人^(注1)
- c 上記 i 及び ii の a、b の保育士 1 人当たり、研修代替保育士として年間 3 日分の費用を算定^(注2)

(注1) 施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

(注2) 当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）附則第 95 条、第 96 条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則第 2 条に基づいて都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 施設長
1 人

(注) 施設長は児童福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

<同等以上の能力を有すると認められる者の例示>

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

ii 調理員等

利用定員 40 人以下の施設は 1 人、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）^(注)

(注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

iii 非常勤事務職員

(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 嘴託医・嘴託歯科医

III 基本加算部分

1. 処遇改善等加算（⑦、④）

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

区分 1 及び区分 2 については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率(a)及び加算率(b)の合計に 100 を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率(c)を足して得たものを乗じて得た額とする。^(注1、2)

区分 3 については、処遇改善等加算（区分 3）－①及び②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得

た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。

(注1) 地域区分に応じた単価×[{(加算率(a)+加算率(b))×100}+加算率(c)]

(注2) (a) は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b) は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分及び改正告示附則第3条において読み替えて適用する第1条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、(c) は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

2. 3歳児配置改善加算 (8)

(1) 加算の要件

Ⅱの1. (2) (ア) i の年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。なお、3歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$$\begin{aligned} & \{4歳以上児数 \times 1/30\} (\text{小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)}) \\ & + \{3歳児数 \times 1/15\} (\text{同}) + \{1、2歳児数 \times 1/6\} (\text{同}) + \{\text{乳児数} \times 1/3\} (\text{同}) \\ & = \text{配置基準上保育士数} (\text{小数点以下四捨五入}) \end{aligned}$$

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込み）及び保育士の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1) に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した[{(加算率(a)+加算率(b))×100}+加算率(c)]を乗じて得た額を加えた額とする（年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く）。

3. 4歳以上児配置改善加算 (9)

(1) 加算の要件

Ⅱの1. (2) (ア) i の年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る保育士配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設（チーム保育推進加算を算定している施設は除く。）に加算する。なお、4歳以上児の実人数が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$$\begin{aligned} & \{4歳以上児数 \times 1/25\} (\text{小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)}) \\ & + \{3歳児数 \times 1/20\} (\text{同}) + \{1、2歳児数 \times 1/6\} (\text{同}) + \{\text{乳児数} \times 1/3\} (\text{同}) \\ & = \text{配置基準上保育士数} (\text{小数点以下四捨五入}) \end{aligned}$$

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込み）及び保育士の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日

の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとすること。

（3）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の（2）で認定した [$\{(a) + (b)\} \times 100$] + 加算率(c)] を乗じて得た額を加えた額とする。（年度の初日の前日における年齢が満3歳の子どもを除く）。

4. 1歳児配置改善加算（⑩）

（1）加算の要件

Ⅱの1.（2）（ア）iの年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、以下の要件を満たす施設に加算する。なお、1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。

<要件>

i 処遇改善等加算（⑦、④）の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。
ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。

① 園児の登園及び降園に管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能^{（注）}

（注）職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること

③ 保護者との連絡に関する機能^{（注）}

（注）ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く

④ キャッシュレス決済に関する機能

iii 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）第4加算額の算定、2区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。

※ 原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。

<算式>

{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））}

+ {3歳児数×1/20（同）} + {2歳児数×1/6（同）} + {1歳児数×1/5（同）}

+ {乳児数×1/3（同）}

=配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

（2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ど�数（見込み）及び保育士の配置状況が記載された職員体制図、要件に該当している旨の申告等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとすること。

ただし、（1）iiiの要件だけが適合しなくなった場合には、当該年度中は条件を満たしているものとみなすこととする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $\lceil\{(a+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)\rceil$ を乗じて得た額を加えた額とする(年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く)。

5. 休日保育加算(⑪)

(1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施する施設に加算する。

(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設(以下「共同実施施設」という。)を含む。)を市町村が指定して実施すること。

(イ) 児童福祉施設設備運営基準第33条の第2項及び附則第94条から第97条並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、休日等における保育士の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ど�数の見込み及び数の根拠となる実績等)を徴して確認すること。

また、共同実施施設については、上記に加えて、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ど�数(以下「休日延べ利用子ど�数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $\lceil\{(a+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)\rceil$ を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ど�数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。

(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下「休日保育対象施設」という。)から、当該休日保育対象施設における休日延べ利用子ど�数の見込みを徴収して認定を行うこと。

なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ど�数の見込み数を徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日延べ利用子ど�数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する、休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

なお、当該休日保育対象施設が共同実施施設である場合は、休日延べ利用子ど�数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は

特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日延べ利用子ど�数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

6. 夜間保育加算 (⑫)

(1) 加算の要件

夜間保育を実施する施設（「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設。）に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した $\lceil [(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c) \rceil$ を乗じて得た額を加えた額とする。

7. 減価償却費加算 (⑬)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 保育所の用に供する建物が自己所有であること^(注1)

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと^(注2)

(エ) 賃借料加算(⑭)の対象となっていないこと

(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/Km²以上の市町村をいう。

8. 賃借料加算（⑭）

（1）加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

（ア）保育所の用に供する建物が賃貸物件であること^{（注）}

（イ）（ア）の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

（ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

（エ）減価償却費加算（⑬）の対象となっていないこと

（注）施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

（2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとすること。

（3）加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区分		都道府県							
A 地域	標準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県							
	都市部								
B 地域	標準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県							
	都市部								
C 地域	標準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県							
	都市部	和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県							
D 地域	標準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県							
	都市部	岐阜県 岐阜県 岐阜県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県							
		大分県 宮崎県 鹿児島県							

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/Km²以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

9. チーム保育推進加算（⑮）

（1）加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

なお、本加算の算定上の「加配人数」は、利用定員の区分ごとの上限人数^{（注1）}の範囲内で、「必要保育士数」を超えて配置する保育士の数^{（注2）}とする。

(ア) 「必要保育士数」(基本分単価(⑥)及び他の加算の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置していること

(イ) キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること^(注3)

(ウ) 職員の平均経験年数が12年以上であること^(注4)

(エ) 当該加算による增收は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること
(注1) 利用定員の区分ごとの上限人数

120人以下：1人、121人以上：2人

(注2) 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置保育士の数から「必要保育士数」を減じて得た数の小数点第1位を四捨五入した員数とする。

(例) 1.6人の場合、2人

(注3) チーム保育体制の整備とは、Ⅱの1.(2)(ア)iの年齢別配置基準（3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準）を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。

(注4) 職員の平均経験年数については、処遇改善等加算（区分1及び区分2）における職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を市町村長が定める期日までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請及び指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した $\lceil \{(\text{加算率}(a) + \text{加算率}(b)) \times 100 \} + \text{加算率}(c) \rceil$ を乗じて得た額を基本額とし、当該基本額に加配人数を乗じて得た額とする。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、年度終了後速やかに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、加算額の実績と(1)の(エ)の要件に掲げる支出とを比較して差額が生じた場合には、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。

10. 副食費徴収免除加算(⑯)

(1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、副食費徴収免除対象子ども^(注)に加算する。

(注) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。

① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に

属する子ども

- ② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号口の(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども
- ③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども

IV 加減調整部分

1. 分園の場合 (17)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

保育所の分園（「保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）」により設置された保育所分園。）に適用する。

(2) 調整額の算定

調整額は、分園に適用される基本分単価（⑥）及び処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

2. 施設長を配置していない場合 (18)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

Ⅱの1（2）の（イ）iの^(注)の要件を満たす施設長を配置※していない施設に適用する。
※ 2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したこととはならないこと。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

3. 土曜日に閉所する場合 (19)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等）を徴して確認すること。

なお、保育所については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）、3歳児配置改善加算（⑧）、4歳以上児配置改善加算（⑨）、1歳児配置改善加算（⑩）及び夜間保育加算（⑫）の額の合計に、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

V 乘除調整部分

1. 定員を恒常に超過する場合（⑩）

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており^{（注1）}、かつ、各年度の年間平均在所率^{（注2）}が120%以上の状態にある施設に適用する。^{（注3）}

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

（注1）利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ど�数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

（注2）年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の利用子ど�数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

（注3）令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設・事業所については、令和7年度に限り従前の規定のとおりとする。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

（ア）調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が施設の利用状況を確認のうえ行うこととする。

（イ）市町村長は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとすること。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価（⑥）から土曜日に閉所する場合（⑯）（副食費徴収免除加算（⑯）を除く。）の額については、それぞれの額の総和に各月初日の利用子ど�数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

VI 特定加算部分

1. 主任保育士専任加算（⑪）

(1) 加算の要件

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価（⑥）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士^{（注1）}を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

なお、主任保育士がクラス担当を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1ヶ月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。

i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。） iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

v 障害児（軽度障害児を含む。）^(注2)が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

（注1）児童福祉施設設備運営基準附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条により保育士とみなされる者を含む。

（注2）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

vi 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じた子どもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施すること。

（2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、育児相談・地域の子育て支援活動等の内容、事業等の実施状況、viに係る緊急時の対応に関するマニュアル等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状

況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとすること。

（3）加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.(2)で認定した $\{(\text{加算率}(a)+\text{加算率}(b)) \times 100\} + \text{加算率}(c)$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ど�数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

2. 療育支援加算（②）

（1）加算の要件

主任保育士専任加算（②）の対象施設かつ障害児^(注1)を受け入れている^(注2)施設において、主任保育士を補助する者^(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと^(注4)。

（注1）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

（注2）「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。

（注3）非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

（注4）取組の例示

- ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・ 地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。
- ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。

（2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、対象子ども等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとすること。

（3）加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童^(注)受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.(2)で認定した $\{(\text{加算率}(a)+\text{加算率}(b)) \times 100\} + \text{加算率}(c)$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ど�数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

（注）特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

3. 事務職員雇上費加算 (㉓)

(1) 加算の要件

事務職員を配置し、以下の事業等のいずれかを実施する施設に加算する。

(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時預かり事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）
また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。
- v 障害児（軽度障害児を含む。）^(注)が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）
(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、事業等の実施状況等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなつた日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなつた場合はその月）から加算の適用が無いものとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.

(2)で認定した $\lceil \{(a\text{+}b)\times 100\} + c \rceil$ を乗じて得た額をえた額を、各月初日の利用子ど�数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

4. 冷暖房費加算 (㉔)

(1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
激変緩和地域	改正法による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。
その他地域	一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。

5. 除雪費加算 (26)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 降灰除去費加算 (27)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

7. 高齢者等活躍促進加算 (28)

(1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算する。

(ア) 高齢者等^(注1)を職員配置基準以外に非常勤職員^(注2)として雇用^(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務^(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

(注1) 高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- ii 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第243号）に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- iii 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）
- iv 精神障害者（精神保健及び精神障害福祉法に関する法律（昭和25年法律第123号）

に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)

- v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）

(注 2) 非常勤職員の範囲

1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務の者を対象とする。

(注 3) 雇用の範囲

雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

(注 4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

- i 利用子ども等との話し相手、相談相手
- ii 身の回りの世話（爪切り、洗面等）
- iii 通院、買い物、散歩の付き添い
- iv クラブ活動の指導
- v 給食のあとかたづけ
- vi 喫食の介助
- vii 洗濯、清掃等の業務
- viii その他高齢者等に適した業務

(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが 1 人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は 5 月において当該要件を満たしていることをもって 4 月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

- iv 乳児が 3 人以上利用している施設（4 月から 11 月までの各月初日を平均して乳児が 3 人以上利用していること。）

また、①乳児の利用定員が 3 人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月 2 回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児 3 人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

- v 障害児（軽度障害児を含む。）^(注) が 1 人以上利用している施設（4 月から 11 月までの間に 1 人以上の障害児の利用があること。）

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年 12 月末までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。

なお、(3) の加算額の算定に必要な「年間総雇用時間数」の認定に当たっては、毎年度 4 月から 11 月までの実績及び 12 月から 3 月までの雇用計画を元に認定すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、当該実績報告書を参考に決定すること。また、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

8. 施設機能強化推進費加算 (29)

(1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）

また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

- v 障害児（軽度障害児を含む。）(注4)が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

- (注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

9. 小学校接続加算（⑩）

(1) 加算の要件

小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、(3)に定める通り加算する。

- i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3月初日の利用子ど�数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

- (ア) (1) の i 及び ii のいずれの取組も実施している場合
- (イ) (ア) に加えて、(1) iii の取組を実施している場合

10. 栄養管理加算（⑪）

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士等を活用^(注)して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算する。

(注) 栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、栄養士等の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1) に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がな

いものとすること。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士等の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

(ア) 配置^(注1) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1(2)で認定した $\lceil \{(\text{加算率}(a) + \text{加算率}(b)) \times 100 \} + \text{加算率}(c) \rceil$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(イ) 兼務^(注2) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1(2)で認定した $(\text{加算率}(a) + \text{加算率}(b)) \times 100$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(ウ) 嘱託^(注3) 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合をいう。

1.1. 第三者評価受審加算 (②)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

○別紙2（保育所（保育認定2・3号））

4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算の適用については、以下のA～Hの算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A～Hの組み合わせに応じた加算が適用される。

ただし、チーム保育推進加算を算定している施設は、4歳以上児配置改善加算は適用しない。また、チーム保育推進加算は、3歳児配置改善加算と併給する場合であっても、配置基準上保育士数とは別に必要職員数を算出する。

A：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算

B：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算

C：4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算

D：3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算

E：4歳以上児配置改善加算

F：3歳児配置改善加算

G：1歳児配置改善加算

H：いずれも対象外

<算式A>

$$\{4歳以上児数 \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3歳児数 \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1歳児数 \times 1/5 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式B>

$$\{4歳以上児数 \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3歳児数 \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1, 2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式C>

$$\{4歳以上児数 \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3歳児数 \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1歳児数 \times 1/5 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式D>

$$\{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3歳児数 \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1, 2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式E>

$$\{4歳以上児数 \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3歳児数 \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式F>

$$\{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3歳児数 \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1, 2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式G>

{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/20（同）} + {2歳児数×1/6（同）} + {1歳児数×1/5（同）} + {乳児数×1/3（同）}
=配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

<算式H>

{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/20（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）}=配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）